

完納奨励金交付取扱要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、徳島市中央卸売市場業務条例施行規則（令和2年徳島市規則第2号。以下「規則」という。）第69条第2項の規定により、卸売業者が卸売代金の期限内の完納を奨励するため、買受人（仲卸業者及び売買参加者に限る）に対して完納奨励金を交付しようとする際の届出について必要な事項を定めるものとする。

(完納奨励金の範囲)

第2条 この要領において完納奨励金とは、次のものをいう。

- (1) 卸売業者が買受人と締結した取引協定による買受代金の期限内の完納奨励のために支出する交付金（以下「歩戻し金」という。）
- (2) 卸売業者が買受人の買受代金支払に関する連帯保証等信用取引制度の維持確立のために支出する交付金（以下「支払保証料」という。）
- (3) 卸売業者が買受人の買受代金の代払い等、代金決済の合理的制度の維持のために支出する交付金（以下「代払制度維持費」という。（事務経費を含む。））
- (4) その他本来買受人の負担すべき費用を卸売業者が代って負担する費用（年間支出限度）

第3条 完納奨励金の年間支出限度は、卸売をした当該年度の総取扱高に対して卸売業者ごとに青果部は1,000分の10以内、水産物部は1,000分の6以内とする。

(交 付 率)

第4条 個々の買受人に対する完納奨励金の配分率は、次のとおりとする。

- (1) 青果部
 - ア 歩戻し金 当該年度の完納奨励金の1,000分の6以内
 - イ 支払保証料 〃 完納奨励金の1,000分の2以内
 - ウ 代払制度維持費 〃 完納奨励金の1,000分の2以内
- (2) 水産物部
 - ア 歩戻し金 当該年度の完納奨励金の1,000分の2以内

イ 支払保証料 〃 完納奨励金の 1,000 分の 1 以内

ウ 代払制度維持費 〃 完納奨励金の 1,000 分の 3 以内

2 第 2 条第 4 号に規定する費用については、当該卸売業者の完納奨励金支出総額が、前条の年間支出限度に満たないときに限り支出できるものとする。

(市長の指示)

第 5 条 市長は、完納奨励金交付届出書を受理した場合において、当該届出に係る完納奨励金の交付が次の各項に該当すると認められるときは、卸売業者に対し必要な指示をすることが出来る。

(1) 卸売業者の財務の健全性を損なうおそれがあるとき

(2) 卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあるとき

(3) 卸売業者の間において過度の競争による弊害が生ずるおそれがあるとき

(届出期間)

第 6 条 完納奨励金交付届出書の届出期間は、完納奨励金の交付をしようとする日の 3 日前までに行わなければならない。

2 届出した内容を変更しようとするときは、変更予定日の 3 日前までにその旨を市長に届出なければならない。

(添付書類)

第 7 条 規則第 6 9 条第 3 項の規定により、完納奨励金交付届出書を提出しようとする卸売業者は、買受人又は買受人が組織する団体との取引協定書を添付しなければならない。

(月例報告)

第 8 条 卸売業者は、当月分の完納奨励金の交付状況を完納奨励金交付状況報告書により翌月 10 日までに市長に報告しなければならない。

(定めのない事項等の取扱い)

第 9 条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は、昭和 48 年 9 月 20 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月21日から施行する。